

重点調査事項に係る点検結果

資料 2

提出部局名	環境省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	<p>流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕</p> <p>f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 c) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>都市部のヒートアイランド現象による影響が大きくなっている状況を踏まえ、ヒートアイランド対策を通じた都市の熱環境改善等を図るため、環境省ではクールシティ推進事業として各種調査を実施しており、その中で都市内の河川に着目した以下の施策を進めている。</p> <p>クールシティ推進事業のうち、都市内水路等を活用した実証モデル調査</p> <p>）施策の概要 都市内水路等によるヒートアイランド抑制効果を検証するものである。</p> <p>）施策の実施状況（平成 18 年度中心） 平成 18 年度は過去に実施された河川のヒートアイランド抑制効果に関する調査結果をとりまとめた。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等 平成 19 年度からは、現地観測により都市内河川のヒートアイランド抑制効果の測定を実施し、その効果の把握を行うとともに、緑化や水面拡大による効果の予測を実施する予定である。</p> <p>）課題を踏まえた検討中の制度改正等 平成 20 年度予算概算要求において、同年度も引き続き現地測定、分析を実施するための予算要</p>	

(水循環分野)

求を予定しているところ。

(2) 総括的な分析等

過去の調査研究が少ない都市内の中小河川のヒートアイランド抑制効果について、平成19年度からの調査により定量的に把握する必要がある。

調査内容項目 d)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

健全な水循環の構築に向けた取組を更に進める上で、流域の一人一人が身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動に参加することが重要であることを踏まえ、汚濁負荷の排出抑制、水の循環利用等に対する意識の向上等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

いきづく湖沼ふれあいモデル事業

) 施策の概要

地域住民の湖沼への関心を、環境教育の実践や、自然浄化機能を活用した直接浄化、栄養塩の直接の取出しといった具体的な環境保全活動につなげるため、全国のモデルとなる湖沼を選定し、地域住民と行政が一体となった活動を行うモデル事業を実施している。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

平成18年度には、琵琶湖、霞ヶ浦等9湖沼において実施。住民参加による水質監視、湖辺植物による水質浄化事業、外来水生生物種対策による栄養塩の直接の取出し等を行い、地域住民とのパートナーシップの下で湖沼水質保全の取組を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

住民参加による取組を更に全国への普及するため、平成19年度も引き続き、当該モデル事業を実施する予定である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

名水シンポジウムの開催

) 施策の概要

「名水百選」の関係市町村において、住民やNPO等が参加する「名水シンポジウム」を開催している。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

「名水シンポジウム」は、昭和60年以降、毎年開催しており、昨年度は、奈良県天川村において第20回大会を開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後は、住民やNPOのみならず、子ども達の積極的な参画を得る方向で開催する。本年度は山梨県北杜市で開催する予定である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

全国水生生物調査

) 施策の概要

流域の住民等が主体となり、身近な河川に生息する水生生物の観察を通じて簡易な水質調査を

(水循環分野)

行うもの。昭和 59 年度から環境省及び国土交通省の事業として実施している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

平成 18 年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約 7 万 5 千人の参加を得て、全国 3,489 地点において行われた。そのうち、「きれいな水」と判定された地点が全体の 60% を占めた。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 18 年度には、参加人数が大幅に減少したこと等を踏まえ、国土交通省との連携を図りつつ、効果的な調査の実施を検討することで、改善を図り、今後の調査の充実度を目指すものである。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

こどもホタルンジャー事業推進

) 施策の概要

水環境保全意識の高揚と水環境保全に係る正しい理解の増進を図ることを目的として、豊かな水環境の象徴であるホタルに着目したこどもたちの水環境保全活動事例報告の募集、表彰等を行う事業を実施している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

平成 18 年度には、31 団体からの応募があり、そのうち 5 団体に対して環境大臣賞等の表彰を行うとともに、受賞者の活動報告会を開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

応募団体数が年々減少していることを踏まえ、平成 19 年度には、活動する子どもの目線に合わせた募集の充実を図る。また、本事業は、身近な自然にふれあうことの大切さを理解するという環境教育の実践の観点も継続していく方向である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし

(2) 総括的な分析等

応募人数・団体数が減少傾向であることを踏まえ、より多くの市民に身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動に参加してもらえるように工夫をする必要がある。

調査内容項目 e) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

平成 17 年に大手鉄鋼工場において水質汚濁を防止する観点から問題となる行為をきっかけに、大企業による公害防止に関する不適正事案が多数発覚するといった状況を踏まえ、排水監視の一層の徹底を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き

) 施策の概要

自治体による立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を教訓とし、自治体が立入検査マニュアルを策定する際又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を策定した。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を平成 18 年 4 月に公表

(水循環分野)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を踏まえ、各自治体においてマニュアルの策定又は見直しなど立入検査等に係る従前の体制の重点化・効率化が図られているところ。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

企業による公害防止体制の強化、自治体による監視体制の強化に向けて関係法令の見直しも視野に入れて検討中

(2) 総括的な分析等

水質管理体制を担ってきた技術者が大量に退職する時代を向かえていることも踏まえ、事業場からの排水監視の一層の徹底に向けた取組を検討する必要がある。

調査内容項目 f) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

地方公共団体が実施する水質監視業務は、環境基準等の項目が増加する傾向にあるなか、監視業務に係る予算や人員が削減されるといった厳しい状況にあることを踏まえ、常時監視業務の価値の充実に図り、適正水準を確保の改善等を図るするため、環境省では以下の施策を進めている。

水質監視業務的確化・効率化方策検討調査

) 施策の概要

水質汚濁防止法に基づく常時監視の的確かつ効率的な体制を維持するための方策を検討する。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

モニタリングの効率化等に関する実態把握、今後検討すべき課題等の検討を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後は、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等について広く都道府県等に示すための手引きの策定や信頼性の高い測定データを確保するための精度管理に関する指針、マニュアル等について検討を行う。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

(2) 総括的な分析等

適切な水質常時監視体制の維持が困難になることが危惧されていることを踏まえ、地方公共団体の裁量を活かしつつ、さらに的確に執行するための方策を検討する必要がある。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕 d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕 e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕 f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
調査内容項目 a)について	
(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況	
ダムによっては、貯水池において富栄養化現象や濁水放流の長期化が見られる状況を踏まえ、それら現象による影響の低減のため、国土交通省では以下の施策を進めている。	
ダム貯水池水質保全の実施	
) 施策の概要	
ダム貯水池における水質の保全のため、富栄養化現象への対策、濁水放流長期化対策を実施	
) 施策の実施状況(平成18年度中心)	
平成18年度においては、国土交通省および水資源機構管理ダムのうち、5ダムにおいて富栄養化現象への対策を実施し、2ダムにおいて濁水長期化対策を実施した。	
) 施策の効果・課題・今後の方向性等	
今後も、適切な貯水池水質の管理を実施するとともに、設置した設備による効果のモニタリング等を実施し、今後の水質保全対策の参考としていく。	
(2) 総括的な分析等	

(水循環分野)

今後とも水質調査を実施しデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施することにより、ダム貯水池環境の向上に資する。

調査内容項目 b)及び c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

農村・都市郊外部では、川の流れの保全・回復、流域の貯留浸透能力の保全・向上を今後とも図る必要があるとともに、都市部では、河川流量の減少、親水性の低下、ヒートアイランド現象等が依然として問題となっている状況を踏まえ、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させるため、国土交通省では以下の施策を進めている。

特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留・浸透施設の整備の推進

) 施策の概要

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域指定並びに流域水害対策計画を策定し、本格的に雨水貯留浸透施設等の整備を促進。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

平成18年7月に寝屋川を特定都市河川に全国で3番目として指定した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された鶴見川、新川、寝屋川流域において、雨水貯留浸透施設の整備が進んでいるところ。今後とも、調整を終えた流域から、順次、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定並びに流域水害対策計画の策定を進め、雨水貯留浸透施設の整備促進を図る。

都市内の水路等の保全・再生の推進

) 施策の概要

都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、地下空間からの湧水や下水の高度処理水等の未活用水源を積極的に活用するとともに、河川の水を導水し、都市内の水環境改善を図る。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

平成17年3月より全国7モデル地域において都市水路計画策定、実施設計、施工が進められている。また、平成18年3月「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」により、河川管理者以外の者が河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要となる、河川法上の水利使用許可の取扱いに関する基準を明確化した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

全国7地域のモデル地域における取組状況の検証結果を踏まえつつ、今後も都市内水路等の保全・再生にかかる地域の取組の促進を図る。

多自然川づくりの推進

) 施策の概要

河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりの推進。

) 施策の実施状況

(水循環分野)

多自然型川づくりレビュー委員会の提言を踏まえ、平成18年10月に「多自然川づくり基本指針」を策定。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本指針」に基づき、多自然川づくりを推進する。

発電ガイドラインによる清流回復の取り組み

) 施策の概要

昭和63年7月に河川局水政課長、開発課長の連名で通達を発出し、発電水利使用のうち、発電取水口や発電ダムから下流区間において維持流量が少なく河川管理上の支障の著しいものについては、発電事業者の協力の下、水利権の更新時を機会として河川の維持流量の確保に努めている。

) 施策の実施状況

一級河川では、平成17年度末までにガイドライン対象発電所の86%(448発電所)で維持流量の放流が位置付けられ、清流回復延長も81%(5,100km)に及んでいる。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

清流回復は着々と進んでおり、発電ガイドラインによる取り組みを今後も継続していく。ただし、ガイドラインの対象となっている発電所は、一級河川では全体の64%に過ぎず、ガイドライン対象外の発電所の減水区間への対応が課題である。

ダムの弾力的管理の実施

) 施策の概要

既存ダムの洪水調節容量の一部に、洪水調節に影響を及ぼさない範囲で流水を貯留し、その貯留した流水を下流河川の環境保全のために適切に放流する。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

平成18年度においては、国土交通省所管ダムのうち、24ダムにおいて、ダムの弾力的管理試験を行い、効果の検証、ダム管理上における安全性の確認等を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

弾力的管理試験により、河川景観の向上、よどみの掃流などの効果が確認されている。今後も、弾力的管理による効果の把握に努めるとともに、洪水調節に影響を及ぼさない範囲での貯留量等ダム管理上における安全性について検討を継続する。

流域における水環境対策の取り組み

) 施策の概要

流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンス(「第二期水環境改善緊急行動計画」)等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

水環境の悪化が著しい全国の34箇所水環境改善事業を重点的に実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後も、登録箇所の対策事業を重点的に推進するとともに、地域住民による河川の美化清掃等や家庭からの汚濁負荷削減に関する啓発等に取り組む必要がある。

(水循環分野)

その他、関連する施策として以下の取り組みを推進

雨水の下水処理水の、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへの活用により、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取り組みを進めている。

(2) 総括的な分析等

今後とも、引き続き上記施策を推進するとともに、必要な施策の展開を図る。

調査内容項目 d)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

近年、河川等身近な水環境の保全に関する市民の意識が高まっている状況を踏まえ、国土交通省では以下の施策を進めている。

市民と協働の水質調査・水生生物調査等

) 施策の概要

市民と協働で、水質調査、水生生物調査、新しい水質指標による調査を実施。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

継続的に、全国規模の簡易水質調査、環境省と連携した水生生物調査を実施。また、人と河川の豊かなふれあい等多様な視点で河川を評価する新しい水質指標に基づく住民協働調査を、全国一級河川において実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策実施により、水環境に対する市民の理解と関心は着実に進展している。一方で、市民による調査の多様化に伴い、全国的に統一された精度管理及び調査方法のマニュアル化が必要とされている。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

精度の高い調査を実施するとともに、調査結果等の活用を図っていく。

(2) 総括的な分析等

市民による水質調査等の結果を踏まえ、河川環境施策への展開を図る。

調査内容項目 f)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

国土交通省では以下の施策を進めている。

一級河川における水質調査

) 施策の概要

一級河川(直轄管理区間)における水質調査を実施。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

継続的に一級河川(直轄管理区間)において水質調査を実施し、結果を公表。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

河川環境管理の一貫として水質調査を実施し、必要に応じて対策を実施する等、河川環境の向上に資する。

(水循環分野)

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

(2) 総括的な分析等

今後とも水質調査を実施しデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施することにより、河川環境の向上に資する。

(水循環分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	<p>流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕</p> <p>f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>平成 18 年 9 月に森林・林業基本計画が策定され、多面的な機能を発揮する森林を「緑の社会資本」と位置づけ、長期的視野に立った多様な森林づくりや、流域の保全と災害による被害の軽減、国産材の利用を軸とした林業・木材産業の再生等を進めることとしたところ。これにもとづき、特に、森林の水源かん養等の機能の維持・向上のため、以下の ~ の施策を進めている。</p> <p>また、総理からの指示に基づき、平成 19 年 2 月より国土の 3 分の 2 を占める森林が「美しい国、日本」の礎となるよう「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。具体的には、平成 19 年以降 6 年間で 330 万 ha の間伐を実施することや広葉樹林化、長伐期化等の多様な森林づくりを進めることを目標とし、関係閣僚会合の開催や、民間主導の全国推進会議の設置等を通じ、関係省庁との連携を強化するとともに、官民一体となった運動を推進している。</p> <p>保安林制度の適正な運用</p> <p>i) 施策の概要</p> <p>水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、計画的に保安林に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等</p>	

(水循環分野)

を規制するなど適切な管理・保全を行う。

ii) 施策の実施状況 (H18 年度中心)

水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を進めるとともに、転用規制等の適切な運用により保全を図った。その結果、保安林面積は、平成 17 年度末の 1,165 万 ha から平成 18 年度末には 1,174 万 ha となる見込みとなっている。

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも、全国森林計画(平成 18 年 9 月変更)に基づき、保安林の計画的な指定を推進(平成 30 年度目標 1,245 万 ha)するとともに、水源のかん養等の指定目的に応じた機能が持続的に確保されるよう適切な管理・保全を図っていくこととする。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

森林の整備・保全の推進

i) 施策の概要

自然環境や生活環境の重要な構成要素である森林について、水源かん養等の多面的な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境を創造するため、森林の整備・保全を図る。

ii) 施策の実施状況 (H18 年度中心)

森林所有者等の林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、水源のかん養等森林の多面的機能の発揮を図るとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を図った(平成 17 年度の間伐実施面積約 35 万 ha)。また、平成 19 年度において、新たに、漁場保全や農業用水確保を目的とした森林整備を推進することとしている。

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

適切な間伐等による人工林の整備や治山施設の設置等を行い、下層植生や樹木の根の発達促進や森林の崩壊の予防等を行うことにより、土砂流出の防止や水源かん養をはじめとした森林のもつ多面的機能の発揮に向けた取組を進めてきたところである。一方で、森林は間伐等の適切な管理を行わなければその機能が低下することが予想されること、及び地球温暖化の影響として局地的な豪雨の頻発による大規模な山地災害の発生等が懸念されることから、引き続き適切な森林の整備及び保全を進めることが重要である。その際、立地条件等を踏まえて針広混交林化等の多様な森林づくりを推進する。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

その他関連施策として、以下の取組を進めている。

・伐採年齢の長期化、複層林の整備、針広混交林化等

適切な施業が必要な高齢級の人工林が今後増加すると見込まれており、森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期化、複層林化、針広混交林化等による多様な森林に誘導するため、森林施業計画の認定基準について、人工林において択伐を行う場合の更新期間や複層林における伐採材積の上限を緩和する見直し、天然力を活用した森林整備を円滑に推進するための保安林の植栽義務の運用の見直しを行うとともに、都道

(水循環分野)

府県、市町村向けに天然更新の完了基準の作成の手引きを作成するなど、森林所有者等の多様な森林の整備を促進する取組を実施している。

・ボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組

広く国民の理解を得つつ、社会全体で森林の整備・保全を支えていくことが重要であることから、企業やNPO等多様な主体による森林づくりを促進するため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、活動の評価手法の開発や評価結果の活用、フィールドや技術等の各種情報収集・提供など、企業等が森林づくり活動に参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては、企業等の森林づくり活動のためのフィールド提供等を推進している(ボランティア団体の数:1,863団体(H18年9月15日現在)、「法人の森林」の設定状況:420ヶ所、1,994ha(H4~17年度末までの累計))

・森林の公益的機能に着目した基金の活用

森林の公益的機能の発揮に資するための基金として、公的主体が管理する基金のほか、特定の地域において上下流の住民・自治体等が連携し水源地の森林づくりを行うための基金等が設置されているところであり、これら基金の設置状況や基金事業についての情報収集・提供を通じ地域の特性を踏まえた基金の活用を促進している。

調査内容項目b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

農業は、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、近年、農村においては、農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されており、農業の多面的機能を今後とも維持、向上させる外、水循環の改善を図るため、農林水産省では以下の施策を進めている。

耕作放棄地対策の推進

) 施策の概要

国土面積に比べて耕地面積が少ない我が国においては、食料自給率の向上及び農業の多面的機能の発揮等の観点から、耕作放棄地発生防止・解消に向けた各種施策を積極的に実施している。

) 施策の実施状況

担い手への農地の利用集積や新規参入促進を通じた耕作放棄地の有効活用

中山間地域等における条件不利を補正するため中山間地域等直接支払交付金の交付

放牧利用や市民農園の整備

ボランティアによる農地保全管理

等、各般の施策を講じてきている。

また、19年度からは、地域において農地等の適切な保全を図る「農地・水・環境保全向上対策」を実施することとしている。

) 施策の効果

平成17年度の耕作放棄地面積は38万6千ヘクタールで、平成12年度と比べ4万ヘクタール増加しているが、その前の5年間(平成7~12年)で10万ヘクタール増加したことと比べれば発生面積は相当程度低くなってきている。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

(水循環分野)

現在、「農地政策に関する有識者会議」において、検証・検討を行っており、この秋には報告がなされることとなっている

農村地域における水質保全の促進

) 施策の概要

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する農業集落排水事業を実施している。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

平成18年度は、農業集落排水事業を全国610箇所を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は、昭和58年度より本格実施しているが、これによる施設整備は着実に進み、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく、また、地方財政が厳しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	<p>流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕</p> <p>f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 e) について</p> <p>事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況については以下のとおり。</p> <p>経済産業省は、当省所管の産業界の排水の水質管理について、環境省と緊密に連携しつつ、排水規準の順守に努めている。例えば、平成19年3月に、経済産業省及び環境省は、事業者による全社的な公害防止に関する環境管理の取組を促すため、事業者が実効性のある取組を実践する際に参考となる行動指針を示した「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめ、公表している。本報告書では、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針(事業者向けガイドライン)が示されている。経済産業省及び環境省は、産業界、地方自治体への周知、説明会の開催等を通じて関係者への事業者向けガイドラインの普及啓発を推進するとともに、事業者及び産業界の取組状況をフォローアップすることとしている。</p>	